

登録の取消

登録を受けた後、次の(1)～(3)に掲げる状況に至った場合、登録が取り消されることがあります。

- (1)改造許可を受けずに漁船を改造したとき。
- (2)漁船検認を受けないとき。
- (3)老朽、破損等のため漁船として使用することができないと認められるとき。

漁船の所有者は、漁船登録が取り消された場合には、速やかに「漁船登録票」を返還するとともに、漁船に表示された「登録番号」を消去しなければなりません。